

後期高齢者医療に 関するお知らせです

☎ 国保年金課年金高齢医療係 (☎ 82-1209) ・ 山口県後期高齢者医療広域連合 (☎ 083-921-7111)

被保険者証を更新します

被保険者証の有効期限は7月31日です。新しい被保険者証(うすい紫色)は、7月中旬から簡易書留郵便で送付します。本年度から、被保険者証のうら面に、臓器提供意思表示欄を設けています。

現在お持ちの被保険者証(オレンジ色)は、8月1日以降使用できません。お手数ですが、各自で処分してください。



保険料に関する書類を送付します

7月中旬に加入者のみなさんに平成23年度の保険料額決定通知書と納付書(年金から保険料を差し引かれている人には特別徴収通知書)を送付します。

納付方法および納期限は通知書に記載されていますのでご確認ください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。入院時に医療機関に提示することで、食事代などが減額され、医療機関での窓口負担も一定額までとなります。なお、認定証は申請を行った月の初日から有効となります。認定証受領後は、医療機関へご提示ください。

●申請時に持参するもの

後期高齢者医療制度の被保険者証、平成22年度の認定証(お持ちの人)

※現在「区分Ⅱ」の減額認定証をお持ちの人で、認定期間内の入院日数の合計が91日以上の場合、病院の領収書等、入院日数が確認できる書類もご持参ください。

●認定証(有効期限7月31日まで)の交付を受けている人

平成23年8月以降の
認定区分が

【区分Ⅰ】※1に該当する人

8月上旬に新しい認定証を直接送付します。自動更新のため申請書提出の必要はありません。

【区分Ⅱ】※2に該当する人

7月下旬に山口県後期高齢者医療広域連合から「申請のお知らせ」と「申請書」を送付します。

8月31日までに国保年金課で更新の手続きをしてください。

※1【区分Ⅰ】世帯の全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円となる世帯に属する人(年金収入は控除額を80万円として計算します)または老齢福祉年金受給者

※2【区分Ⅱ】世帯の全員が住民税非課税である世帯に属する人(区分Ⅰ以外の人)